

件名	上信越自動車道 屋代スマートIC工事
----	--------------------

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1	質問書A(申請書等に関する質問)	競争参加資格確認申請書	競争参加要件 施工実績 同種工事b)自動車専用道路において車線規制を実施した工事（片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可）	高速道路スマートIC工事において料金所内ランプ道を土工、排水工、舗装、路面標示、安全施設施工のため路肩規制と片側交互通行を実施しました。これは同種工事b)の要件に合致すると考えますがよろしいでしょうか。	施工実績として提出して頂く工事にて片側交互通行規制を実施したことを証明できる書類等で実績を確認できた場合に要件を満たすものとお考え下さい。
2	質問書A(申請書等に関する質問)	競争参加資格確認申請書	競争参加要件 施工実績 同種工事b)自動車専用道路において車線規制を実施した工事（片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可）	同種工事の施工実績に関する記載内容が証明できる書類として、「片側交互通行規制図（交通保安計画書抜粋）」と「警察本部交通部高速道路交通警察隊長との道路工事等協議書」を考えておりますがよろしいでしょうか。	施工実績として提出して頂く工事が競争参加要件の施工実績の同種工事b)であることを証明できる書類であれば問題ありません。
3	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書） ※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	技術評価項目及び技術評価基準	「同種工事の施工実績」として指定されている土工工事についてご教示願います。 本件は施工規模（請負金額や施工数量等）に下限などの条件は設けられておらず、規模を問わずCORINS（コリンズ）に「土工工事」の記載（登録）があれば実績として認められるという認識でよろしいでしょうか。	その通りお考え下さい。